

閲覧用

第4次やまと男女共同参画プラン

令和7(2025)年度 ～ 令和11(2029)年度

素案

大和市

目 次

I プランの基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 計画期間	2
4 進行管理	2

II 施策の体系図

3

III プラン策定の背景

1 国の動向	5
2 県の動向	7
3 大和市の近年の取り組み	8

IV 男女共同参画をめぐる状況

1 女性の参画をめぐる状況	9
2 女性の職業生活に関する状況	11
3 ワーク・ライフ・バランスから見る労働の状況	13
4 育児・介護をめぐる状況	16
5 男女の健康をめぐる状況	18
6 配偶者等からの暴力をめぐる状況	20
7 固定的な性別役割分担意識の現状	22
8 人権に対する理解	24
9 生活上の困難を抱える人たちをめぐる状況	26
10 大和市の人口の状況	28

V プランの内容

1 基本理念	30
2 基本目標	30

VI 施策の展開

基本目標	1	あらゆる分野への男女共同参画の推進	31
個別目標	1- (1)	意思決定過程への女性の参画促進	32
個別目標	1- (2)	女性活躍の推進	33

基本目標	2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	34
個別目標	2－（１）	仕事と生活を両立するための労働環境づくり	35
個別目標	2－（２）	男女ともに子育て・介護のできる環境づくり	36
基本目標	3	男女共同参画の面から見た心身の健やかで安全・安心な暮らし	37
個別目標	3－（１）	生涯を通じた心身の健康支援	39
個別目標	3－（２）	DV（ドメスティック・バイオレンス）等の根絶	40
個別目標	3－（３）	困難を抱えた女性に対する支援	41
個別目標	3－（４）	防災における男女共同参画の推進	42
基本目標	4	誰もが尊重されるジェンダー平等社会	43
個別目標	4－（１）	お互いを尊重し合う意識の醸成	44
個別目標	4－（２）	すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり	45
VII		推進体制	46

I プランの基本的な考え方

1 趣旨

これまでに、国は、平成 11（1999）年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

令和 2（2020）年 1 2 月には、国は男女共同参画基本計画を改訂し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み等により、我が国の男女共同参画は国際的に遅れていること、政治分野においては女性の参画が少なく、経済分野においては役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用が十分ではないことから、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの加速化の必要性を指摘するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が想定されるなかで、非常時に女性にかかる困難が深刻化しないよう、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進していく必要があるとしています。

また、令和 6（2024）年 4 月には、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、市町村は困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に努めることとされました。

こうした状況のなか、本市においては、「第 3 次やまと男女共同参画プラン」により、男女共同参画社会の実現の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、令和 6（2024）年度をもって同プランの計画期間が終了することから、国の計画や関連法の施行等を踏まえ、新たな課題解決に向けて、「第 4 次やまと男女共同参画プラン」を策定します。

2 位置づけ

- (1) 「第 10 次大和市総合計画」の「将来都市像実現に向けた目標 4 地域の絆が深く、多様性を認め合うまち」におけるとして位置づけます。策定及び推進に当たっては、市の関連計画との整合性を図ります。
- (2) 「男女共同参画社会基本法（第 14 条）」に規定された本市の基本的な計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第 2 条）」（以下、「配偶者暴力防止法」）に基づく市町村基本計画です。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第 6 条）」（以下、「女性活躍推進法」）に基づく市町村推進計画です。
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（第 8 条）」（以下、「女性支援法」）に基づく市町村基本計画として新規に位置付けます。
- (6) 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）」の内容を踏まえたものになっています。

3 計画期間

市の「大和市総合計画」の基本計画及び国と県の計画期間を踏まえ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。

4 進行管理

本プランの進行状況の確認及び評価は、大和市男女共同参画懇話会でを行います。

また、具体的な取り組みについては実施計画を別に定めます。その進捗状況はPDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：点検、Action：改善）サイクルのもと毎年度把握し、大和市男女共同参画行政推進会議で評価を行い、適切な進行管理を行います。

II 施策の体系図

<基本理念>

性別にとらわれず、だれもが、様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ

<基本目標>

1 あらゆる分野への
男女共同参画の推進

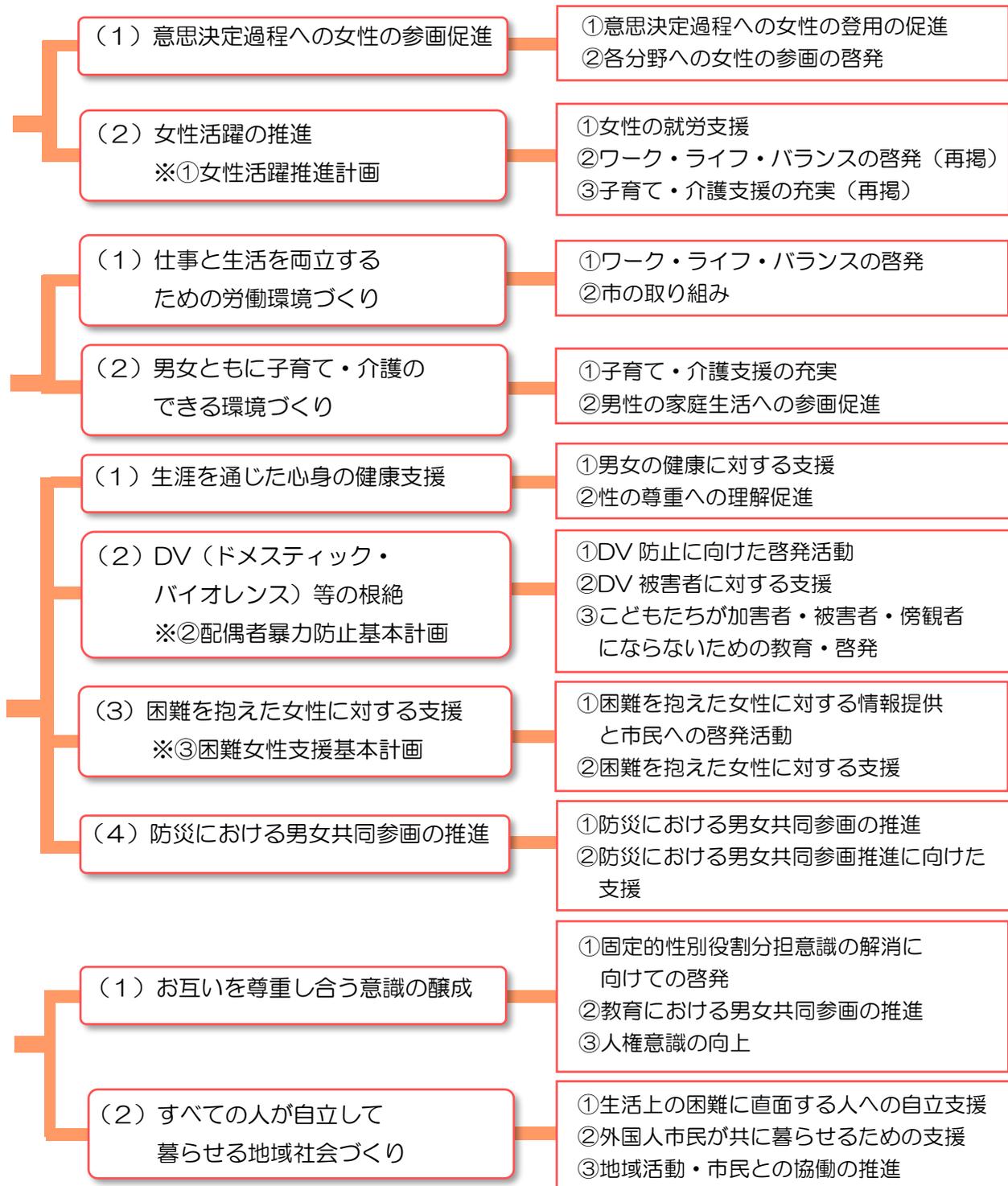
2 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・
バランス)の推進

3 男女共同参画の面から
見た健やかで安全・
安心な暮らし

4 誰もが尊重される
ジェンダー平等社会

<個別目標>

<施策>



※①女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画

※②配偶者暴力防止基本計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

※③困難女性支援基本計画：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画

Ⅲ プラン策定の背景

1 国の動向

(1) 男女共同参画基本計画について

男女共同参画社会基本法においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

男女共同参画社会基本法に基づき令和2（2020）年12月に策定された第5次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として、以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に平成13（2001）年に公布・施行され、平成16（2004）年、平成19（2007）年、及び、平成25（2013）年に改正されました。

この法律は、配偶者等からの暴力を「暴力」と認め、かつ、それが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」と規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために、保護命令制度の規定、婦人相談所や婦人相談員の位置付け、関係機関相互の連携協力の義務付けなど、被害者支援のための仕組みを規定しています。

(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27（2015）年に成立し、常用労働者数301人以上の事業主（民間企業等）、国及び行政機関に対して、女性の活躍推進に関する行動計画の策定等が義務付けられました。令和元年（2019）には行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正が行われ、令和4（2015）年からは女性の活躍推進に関する行動計画の策定等の義務が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されています。

(4)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律について

平成30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

令和3（2021）年には法改正が行われ、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取り組みの促進や、性的な言動等に起因する問題（セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント等）への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

(5)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

令和4（2022）年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）が成立しました。女性支援法では、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現」をめざすこととされ、日常生活又は社会生活を送る上で、様々な困難を抱える女性の福祉の増進のため、本人の意思を尊重した切れ目のない福祉的な支援を実施することとされています。

2 県の動向

(1) かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)の策定

県は、昭和57(1982)年を「かながわ女性元年」として、「かながわ女性プラン」を策定した後、平成14(2002)年4月には「かながわ男女共同参画推進条例」の施行、平成15(2003)年度には「かながわ男女共同参画推進プラン」(平成19(2007)年、平成24(2012)年、平成29(2017)年度改定)を策定するなど、男女共同参画社会実現に向けた様々な取り組みを進めています。

令和5(2023)年3月には、「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」(令和5(2023)年から令和9(2027)年度までの5年間)を策定しています。

かながわ男女共同参画推進プラン概要

<基本目標>

すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ

<基本理念>

- I 人権の尊重
- II あらゆる分野への参画
- III ワーク・ライフ・バランスの実現
- IV 固定的な性別役割分担意識等の解消

<重点目標>

- 1 あらゆる分野における男女共同参画
- 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
- 3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし
- 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
- 5 推進体制の整備・強化

(2) かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の策定

これまでは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく県の基本計画として策定された「かながわDV防止・被害者支援プラン」に基づき、DV被害者の支援が行われていました。

令和6(2024)年3月には、困難な問題を抱える女性やDV被害者を包括的に支援するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画と「かながわDV防止・被害者支援プラン」の改定と合わせた一体的な計画として、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定されました。この計画に基づき、当事者が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、取り組みが進められています。

3 大和市の近年の取り組み

市は、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、男女共同参画社会の実現のため、平成12（2000）年に「やまと男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、平成21（2009）年に男女共同参画を所管する国際・男女共同参画課を発足し、平成24年（2012）年「第2次やまと男女共同参画プラン」、平成31（2019）年「第3次やまと男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進を図ってきました。

年	施策
平成12年 (2000年)	やまと男女共同参画プラン策定
平成21年 (2009年)	国際・男女共同参画課発足
平成23年 (2011年)	やまと男女共同参画プラン延長
平成24年 (2012年)	第2次やまと男女共同参画プラン策定
平成28年 (2016年)	イクボス宣言(注1)
平成31年 (2019年)	第3次やまと男女共同参画プラン策定

(注1) 大和市の幹部職員が平成28（2016）年5月26日に宣言したもの。宣言文はpを参照のこと。「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指す。

IV 男女共同参画をめぐる状況

社会のあらゆる場面について、男女の平等の観点から分析を行い、課題を見ていきます。

1 女性の参画をめぐる状況

- 世界経済フォーラムが毎年発表する社会全体の男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数」において、令和6（2024）年の我が国の順位は146か国中118位となりました。この指数は経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成されているものです。前年令和5（2023）年の125位と比べると、改善していますが、経済、政治の分野の順位は依然として低い状況にあります（図表-1）。
- 国は、平成15（2003）年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位（注2）に女性が占める割合を少なくとも30%にする」（男女共同参画推進本部決定）という目標を設定し、女性の参画への取り組みを推進してきましたが、第5次男女共同参画基本計画（令和5（2023）年12月26日一部変更）では、「2020年代の可能な限り早期に30%程度」を目指すとし、さらに、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることを目指す」としています。
- 市の行政職給料表（1）が適用される職員（以下、「行（1）職員」）（注3）のうち管理・監督職における女性の割合は令和6（2024）年4月22.8%となり、着実に増加しています（図表-2）。
- 審議会等における女性の割合は令和6（2024）年4月29.5%と、依然として横ばいの状態が続いています（図表-3）。
- 地域における女性の参画については、ここ数年間で、自治会長は約9%前後と横ばいを続け、一方でPTA会長は徐々に増え約40%となっています。
- 市の意識調査（注4）では、指導的地位に女性が占める割合を増やすために必要なこととして、「女性の役職等就任への意識改革」が46.8%と最も高く、次いで「家族の支援や協力」が45.7%、「組織の運営体制の改善」が43.7%となっています。

課題

社会の活力を高めるためには、あらゆる分野の意思決定過程において、男性のみならず女性の視点を取り入れていくことが必要です。そのためには、女性が参画する機会を確保するとともに、女性が参画しやすい環境を整えることが必要であり、さらに、女性が知識や経験を蓄積し、能力を発揮して活躍するための支援や、女性自身の意識改革を促す取り組みも重要です。

（注2）①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当（2007年男女共同参画会議決定）

（注3）一般の行政事務に従事する事務職員や技術職員等

（注4）大和市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

主なデータ

図表-1 GGI(ジェンダーギャップ指数)

※0が完全不平等、1が完全平等

2023年 日本

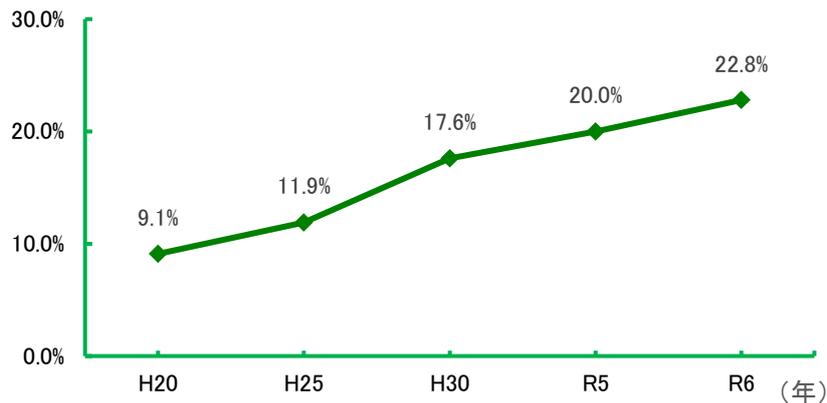
分野	順位	値
総合	125位	0.647
経済	123位	0.561
教育	47位	0.997
健康	59位	0.973
政治	138位	0.057

2024年 日本

分野	順位	値
総合	118位	0.663
経済	120位	0.568
教育	72位	0.993
健康	58位	0.973
政治	113位	0.118

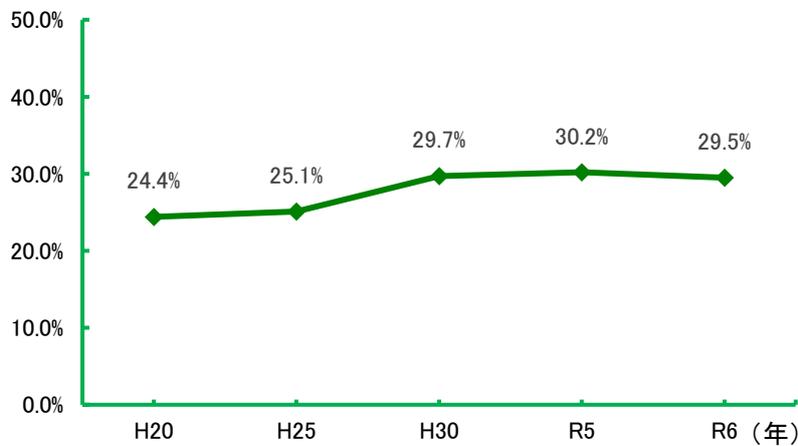
出典：内閣府男女共同参画局作成のデータを基に市国際・男女共同参画課作成

図表-2 大和市の管理・監督職(行政職(1))における女性の割合



出典：市国際・男女共同参画課作成

図表-3 大和市の審議会等における女性の割合



出典：市国際・男女共同参画課作成

2 女性の職業生活に関する状況

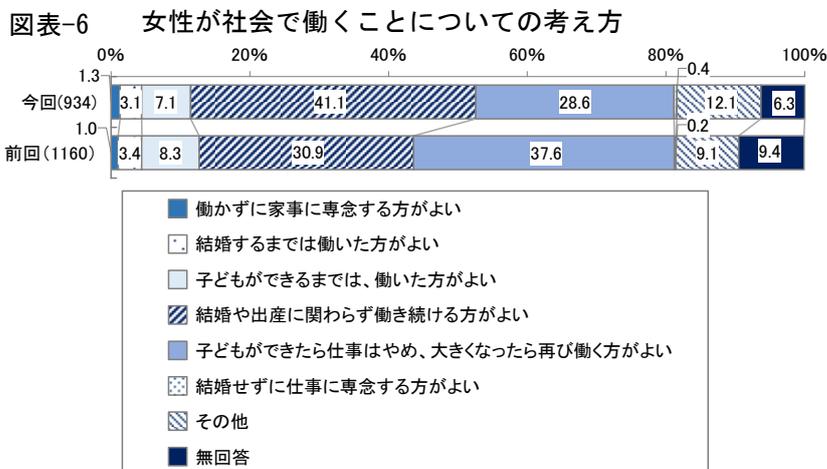
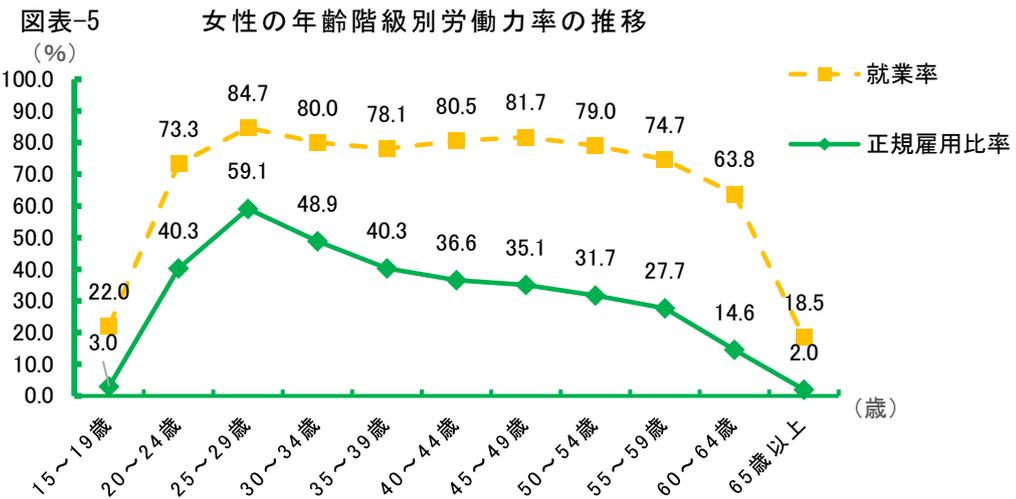
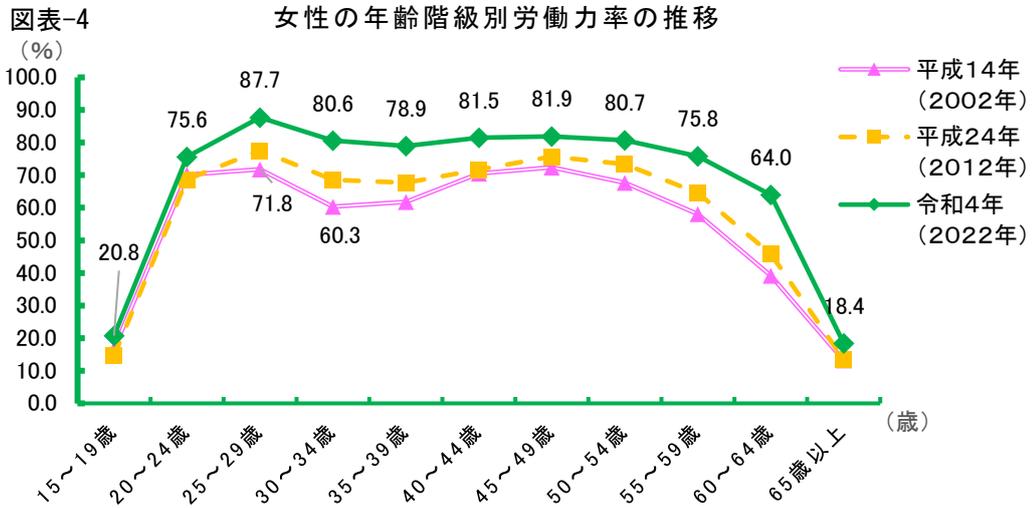
- 女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期にあたる20代後半から30代に低下する、いわゆるM字カーブ問題は、女性が結婚や出産を機に一時的に労働市場から離れることが多いため、労働力が一時的に低下し、その後再び上昇するというパターンを示していました。しかし、近年では、保育施設の増設等の保育の受け皿整備や待機児童対策等の取り組みにより、このM字カーブが浅くなり、徐々に解消されつつあります。平成14年(2002年)から、平成24年(2012年)、令和4年(2022年)と女性の就業率は上昇しており、結婚や出産を契機に仕事を辞める人は減ってきていると考えられます(図表-4)。しかしながら、女性の正規雇用比率は25歳から29歳をピークに減少し、いわゆるL字カーブを描いています(図表-5)。
- 国が雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和に係る成果目標としている「第一子出産前後の女性の継続就業率」は、国立社会保障・人口問題研究所の調べ(注5)によると、平成22年~26年(2010年~14年)の57.7%から、平成27年~令和元年(2015年~19年)には69.5%と大きく上昇していますが、およそ30%の女性は第一子出産を機に退職していることがうかがえます。
- 市の意識調査によると、女性が社会で働くことについての考え方では、「結婚や出産に関わらず働き続ける方がよい」の割合が41.1%と最も多く、次いで「子どもができれば仕事はやめ、大きくなったら再び働く方がよい」が28.6%となりました。前回の調査結果では、「子どもができれば仕事はやめ、大きくなったら再び働く方がよい」とする割合が37.6%で最も高く、今回の調査で1位と2位が入れ替わっていることから、女性の就業についての考え方が大きく変化していることがうかがえます(図表-6)。
- また、女性が働き続けるために必要な取り組み・支援については、「職場の上司・同僚が、仕事と子育て・家事等の両立に理解があることが必要」の割合が78.3%と最も多く、次いで「育児休業や介護休暇を取りやすい職場の体制や雰囲気形成することが必要」が70.6%となっています。

課題

さまざまな取り組みによって、結婚や出産によって仕事を辞める女性は以前よりも減少していますが、未だ、出産後に就業を継続していない女性は約30%に及んでいます。また、職業能力は十分に有しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識を背景に、就業を希望していない女性も少なくないものと考えられます。女性も男性も、その能力を十分に発揮するために多様で柔軟な働き方を推進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することがますます重要となっています。

(注5) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」令和3年

主なデータ



3 ワーク・ライフ・バランスから見る労働の状況

- 男性も女性も、日常的な家事・育児・介護と、経済的自立や自己実現のための仕事の両立を目指すことはもちろんのこと、個人として多様な活動に参加し、仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をおくる上で大切なことです。
- 働き方をめぐっては、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による差別・区別等が大きな障壁となっていますが、国の調べによると、男性で39.5%、女性で28.4%、全体として33.5%が、未だ「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識を持っています（図表-7）。
- また、厚生労働省の調べによると、民間企業における男性の育児休業取得率は令和4（2022）年で17.13%となっており、国の計画の目標値である30%（令和7年／2025年）には及ばない状況にあることがわかります（図表-8）。なお、大和市職員の男性の育児休業取得率（2週間以上を対象）は46.7%（令和4年度）となっています。
- 市の意識調査によると、育児や介護の休暇・休業制度を利用しなかった人の理由は「制度を利用しにくい雰囲気職場にあるから」が51.7%と最も多くなっています。
- また、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のバランスの理想と現実では、男性は理想で『仕事』と『家庭生活』をともに優先したいものの、現実では『仕事』を優先し、女性は「家庭生活」や『仕事』と『家庭生活』をともに優先したいところ、実際には『家庭生活』を優先している現状が見えてきました（図表-9）。
- さらに、ワーク・ライフ・バランスを進めるために重要なことについては、「育児休業や介護休暇を取りやすい職場の体制や雰囲気の形成」が52.9%と最も高く、続いて「仕事中心という社会全体の仕組みを改める」が45.8%となっています（図表-10）。

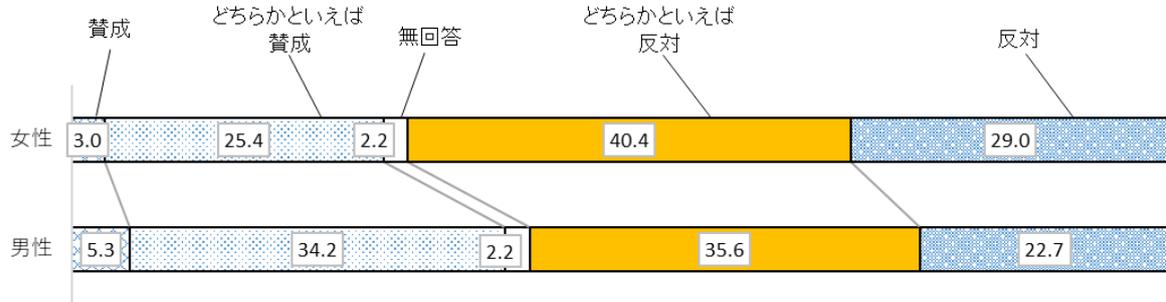
課題

男性も女性も人生100年時代を意識した働き方・暮らし方の変革が必要であり、全ての人が若いときからその時々的人生ステージにおいて、それぞれの希望に応じた多様な働き方を選択できることが求められます。

育児や介護に関する職場の理解を促すとともに、仕事と両立するための職場環境の整備や、意識の醸成が必要となります。

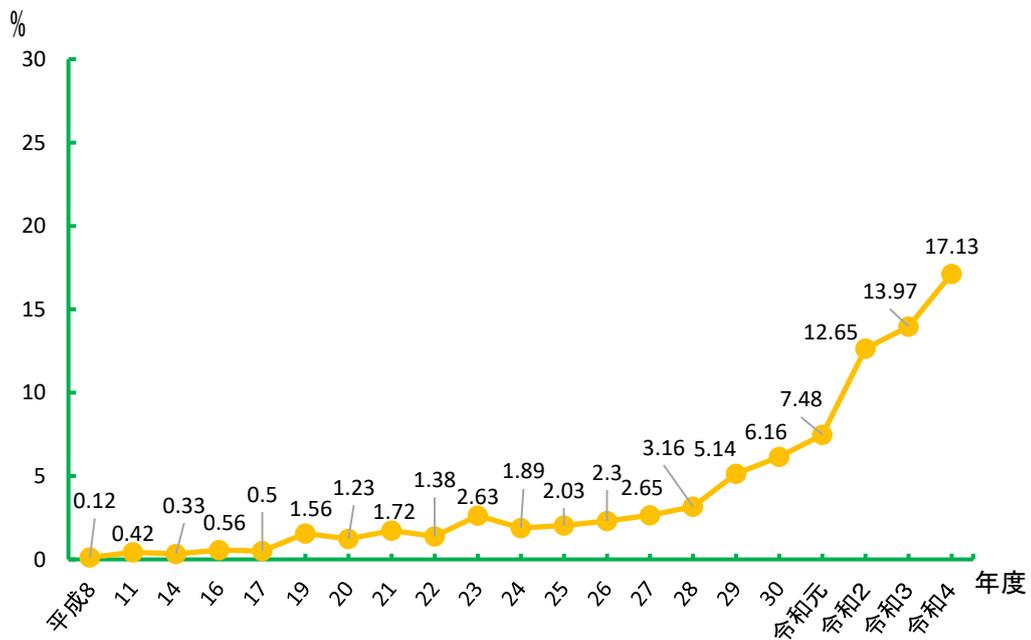
主なデータ

図表-7 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識



出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」令和4年を基に市国際・男女共同参画課作成

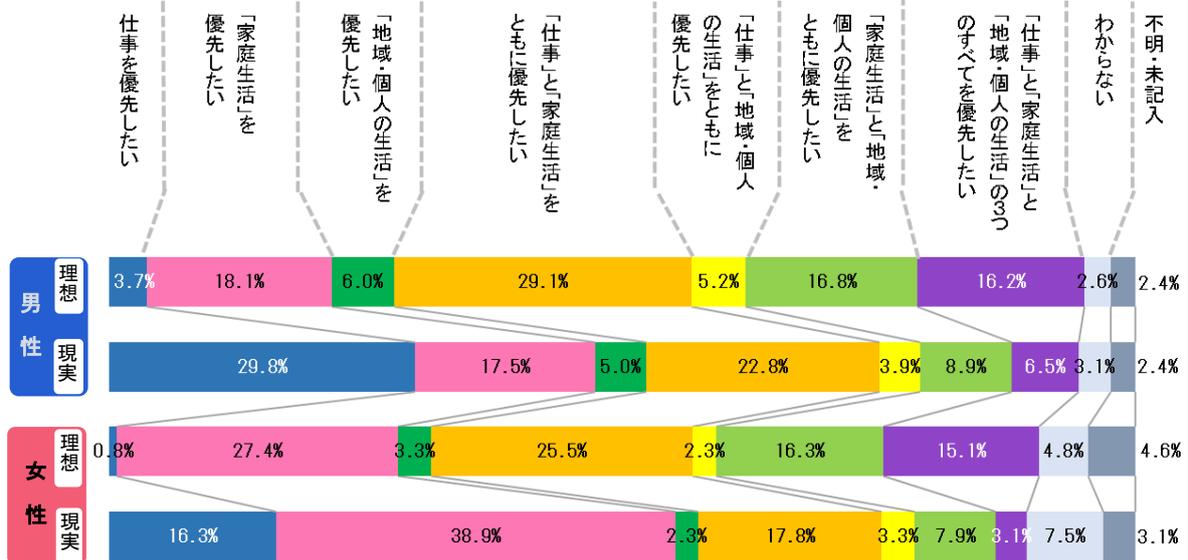
図表-8 民間企業における育児休業取得率の推移



出典：厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」令和5年

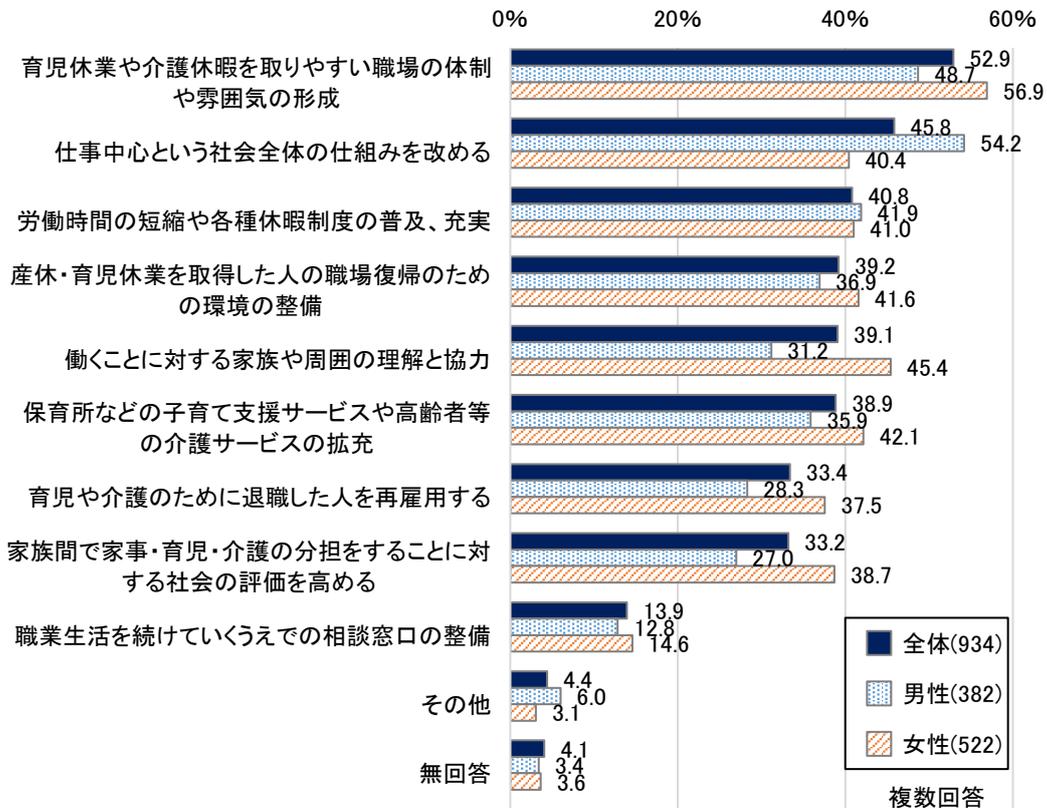
主なデータ

図表-9 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のバランスの理想と現実



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

図表-10 ワーク・ライフ・バランスを進めるために重要なこと



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

4 育児・介護をめぐる状況

- こども家庭庁の調べ（注6）では、保育所等（保育所及び幼保連携型認定こども園（注7）等）の定員について、令和5（2023）年4月1日時点で約305万人であるのに対して、待機児童数は2,680人となっています。また、放課後児童クラブの利用を希望するものの利用できない児童数は、1万6,276人（注8）となり、解消が必要な状況です。なお、市における保育所等入所待機児童数は令和6（2024）年4月1日時点で0人となっています。
- 総務省の調べによると、介護・看護を理由として過去1年以内に退職した数は、令和3（2021）年10月～令和4（2022）年9月で約10万6千人となり、うち男性が約2万6千人、女性が約8万人を占めています（図表-11）。
- 市の意識調査によると、家事・育児・介護の役割分担については、「男女が協力しあっている」割合は家事が82.2%、育児が84.8%、介護が57.9%となりました。また、「女性が主に担う」に関しては、家事が13.6%、育児が9.5%と、依然として固定的な意識が残っている状況です。
- また、男性が家事・育児・介護・地域活動を行うために必要なことでは、「夫婦やカップル、家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が58.6%と最も高くなっています（図表-12）。なお、30代の男女の回答をみると、「労働時間の短縮や休暇を取りやすくすることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」が全体の割合よりも上位にきています。

課題

働きたい女性が働き続け、かつ男女が共に多様な生き方を選択できるようになるためには、育児・介護の環境の整備が欠かせません。

市においては育児の環境の整備を進めているものの、男性が家庭生活に参画することに対する意識は未だ低いことから、理解促進と啓発に取り組む必要があります。

また、昨今、晩婚化や晩産化が進む中では、育児と同時に介護に直面するダブルケア（注9）の問題もあり、これらの問題を個人が一人で担うのではなく、企業や地域など社会全体で支えていくことが重要です。

（注6）こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和5年4月1日）」

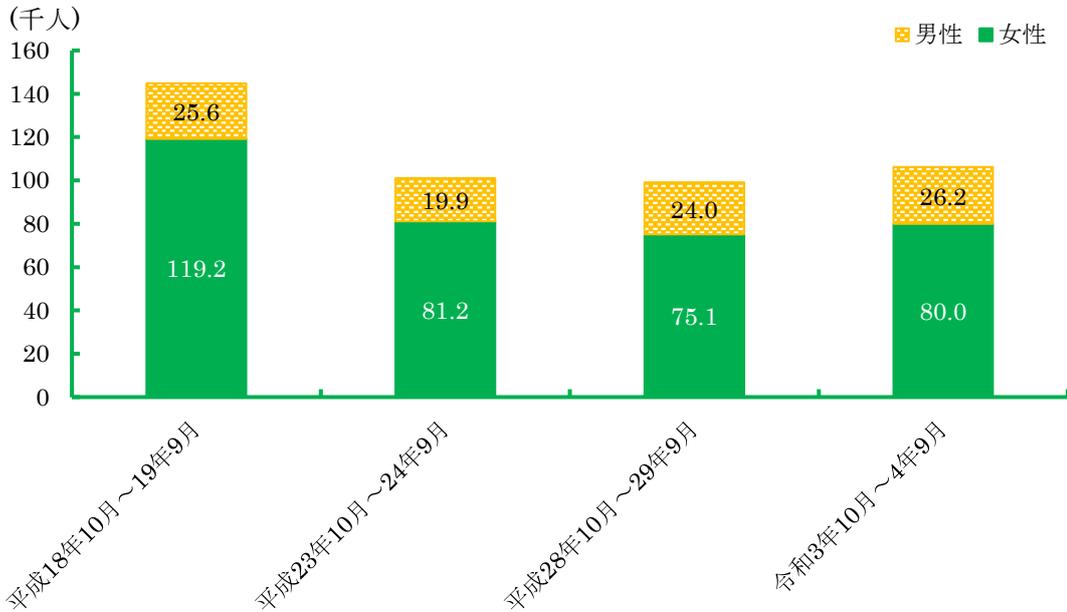
（注7）幼保連携型：幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設　こども園：教育・保育を一体的に行う施設

（注8）こども家庭庁「令和5年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和5年5月1日）」

（注9）晩産化・晩婚化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けるとのこと。

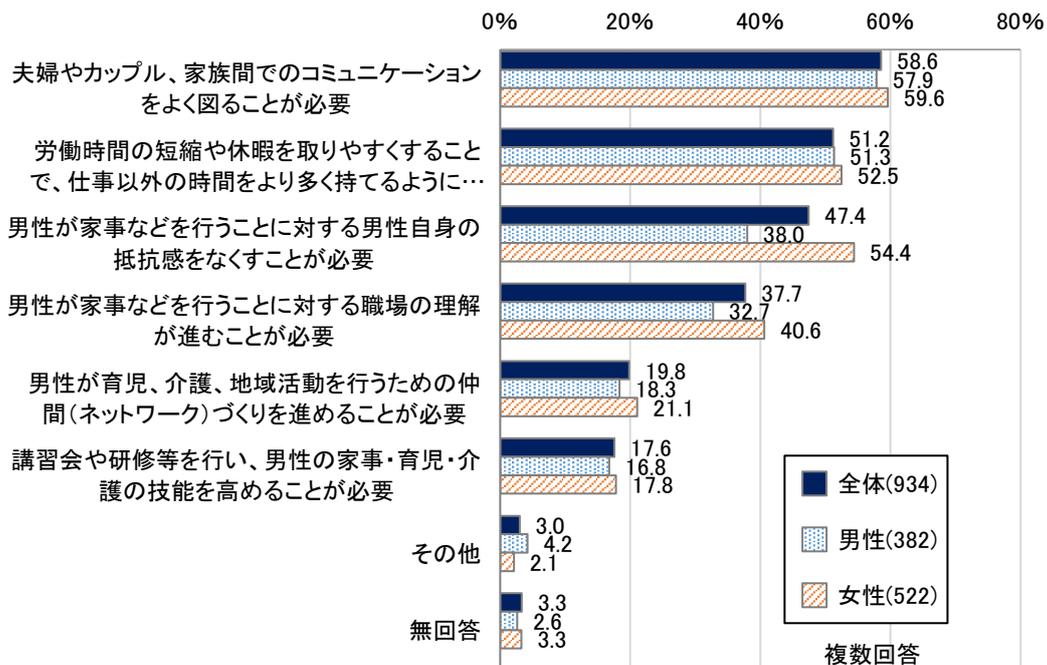
主なデータ

図表-11 家族の介護・看護を理由とする離職者数の推移



出典：総務省「就業構想基本調査」（平成19年、24年、29年、令和4年）

図表-12 男性が家事・育児・介護・地域活動を行うために必要なこと



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

5 男女の健康をめぐる状況

- 内閣府の調べでは、我が国の令和元（2019）年の平均寿命は女性 87.45 年、男性 81.41 年、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は女性 75.38 年、男性 72.68 年となっています。この平均寿命と健康寿命の差（不健康な期間）は女性が 12.06 年、男性が 8.73 年となり、女性は男性より長生きするものの、不健康な期間が長くなっていることがわかります（図表-13）。
- 厚生労働省の調べ（注 10）によると、女性のがん検診受診率については、令和 4（2022）年で子宮頸がん検診（20～69 歳）が 43.6%、乳がん検診（40～69 歳）は 47.4%となり、国の目標である 50%には達していない状況となっています。なお、市の女性のがん検診受診率では、令和 5（2023）年度で乳がんが 17.1%、子宮頸がんが 17.3%となります（図表-14）。
- 厚生労働省の調べによると、運動習慣のある者の割合は、令和元（2019）年で 20 歳～64 歳の男性 23.5%、女性 16.9%となり、国の目標値である男性 36%、女性 33%（令和 4（2022）年度）とは、差があることがわかります（図表-15）。
- 市における「自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合」は、目標値 71.0%（令和 6（2024 年））に対し、令和 4（2022）年で 62.7%となっています。
- 厚生労働省の調べ（注 11）によると、20 歳代女性の 20.7%が「やせ」の状態であり、市の女性のための健康診査結果では、令和 5（2023）年で 22.6%の 20 歳代女性に「やせ」の状態がみられることから、適正体重の維持や早期から望ましい食習慣を身に着けることが大切です。

課題

男女ともに平均寿命が延びている中、豊かな人生を実現するためには、一人ひとりが生涯を通じて健康な心身を維持し、自立した生活を営むことができるように取り組むことが必要です。

そのためには、一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう働きかける必要があります。特に、女性は出産・妊娠等の特有のライフイベントや疾病があることから、年齢に応じた健康的課題を抱えることがあり、社会全体が男女の身体的性差に対する理解を深めていくことが重要です。

身体的性差に関する健康に対しては、国際的な概念である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（注 12）」の視点に配慮した取り組みが必要です。

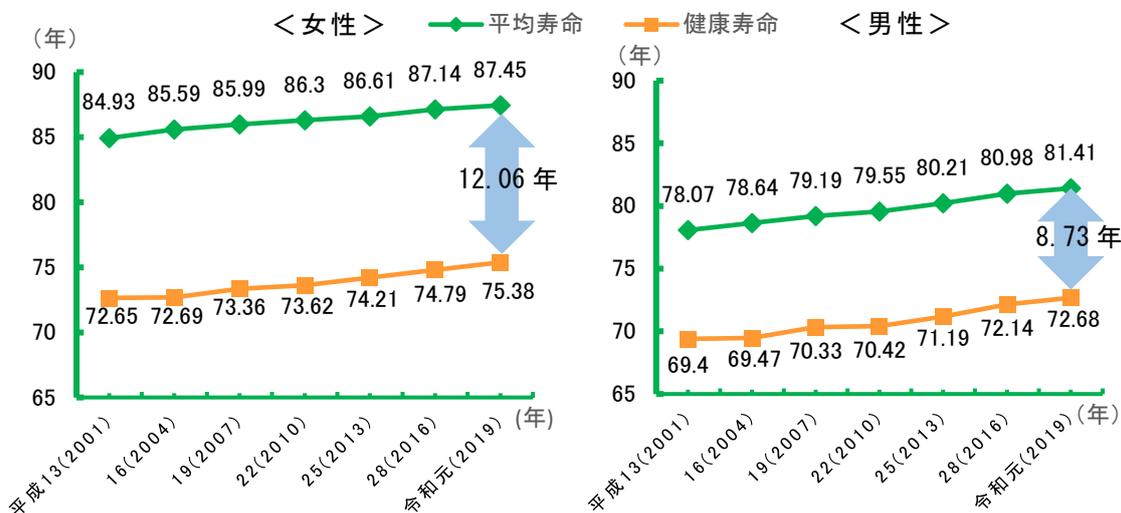
（注 10）厚生労働省「2022 年国民生活基礎調査」令和 4 年

（注 11）厚生労働省「国民健康・栄養調査」令和元年

（注 12）性と生殖に関する健康と権利のこと。詳しくは p の「コラム～リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは～」を参照。

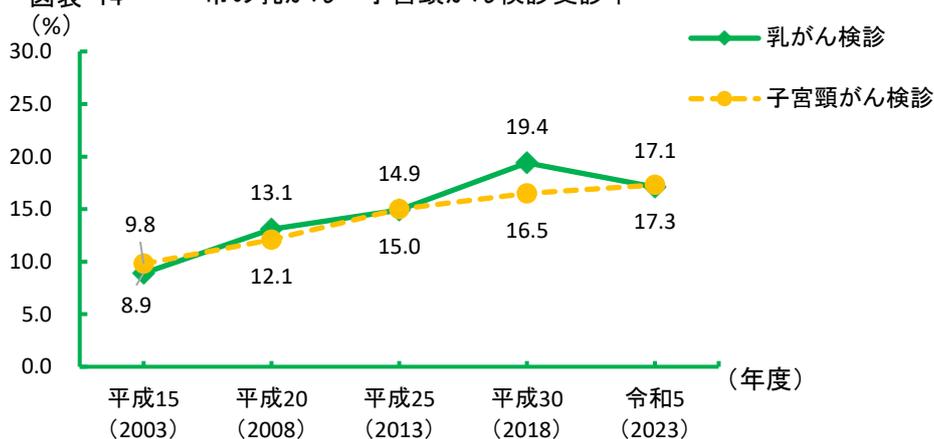
主なデータ

図表-13 平均寿命と健康寿命の推移



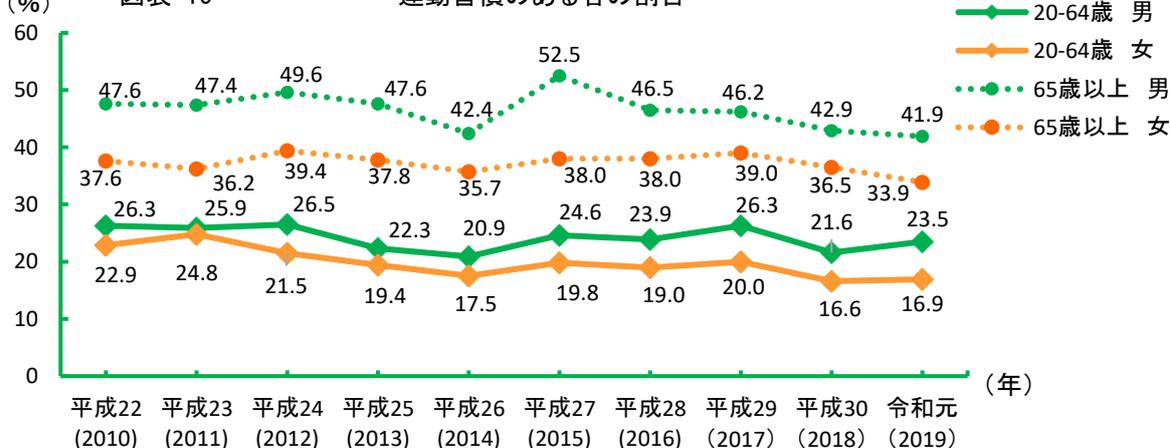
出典：内閣府「令和5年版高齢社会白書」令和5年

図表-14 市の乳がん・子宮頸がん検診受診率



出典：市医療健診課のデータを基に国際・男女共同参画課作成

図表-15 運動習慣のある者の割合



出典：厚生労働省「国民健康・栄養調査」平成22～令和元年を基に市国際・男女共同参画課作成

6 配偶者等からの暴力をめぐる状況

- 内閣府の調べ(注13)によると、配偶者等からの身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかについて、受けたことがある人の割合は女性 27.5%、男性 22.0%となっており、「何度もあった」とする割合は、女性 13.2%、男性 7.2%となっています。
- 内閣府の調べによると、全国の配偶者暴力相談センターに寄せられた相談件数は令和4(2022)年度で12万2,211件となり、高水準で推移している状況になっています(図表-16)。
- 県の調べ(注14)によると、県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、令和3(2021)年に5,410件あり、配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数は、160件となりました。なお、市におけるDV相談件数は、令和5(2023)年に461件となっています。
- 内閣府の調べ(注15)によると、若年層(16~24歳)のうち、何らかの性暴力被害に遭っている割合は、26.4%となっています。言葉による性暴力被害が17.8%と最も高く、次いで身体接触を伴う性暴力被害が12.4%となっています(図表-17)。

課題

DVの相談件数が増加している理由の一つとして、配偶者等からの暴力をDVと認識する割合が高くなっていることが考えられます。被害者救出のために、相談窓口のさらなる周知と支援体制が求められています。

DV被害者を減らすためには、未然防止に向けての取り組みに加えて、特に若い世代におけるデートDV(注16)の防止にも取り組む必要があります。

また、若い世代にとっての問題として性犯罪・性暴力被害が顕在化していることから、子どもを性暴力の当事者にしないために、誰もが「生命(いのち)を大切にする」、性暴力の「加害者にならない」、「被害者にならない」、「傍観者にならない」ための教育・啓発を強化していくことが必要です。

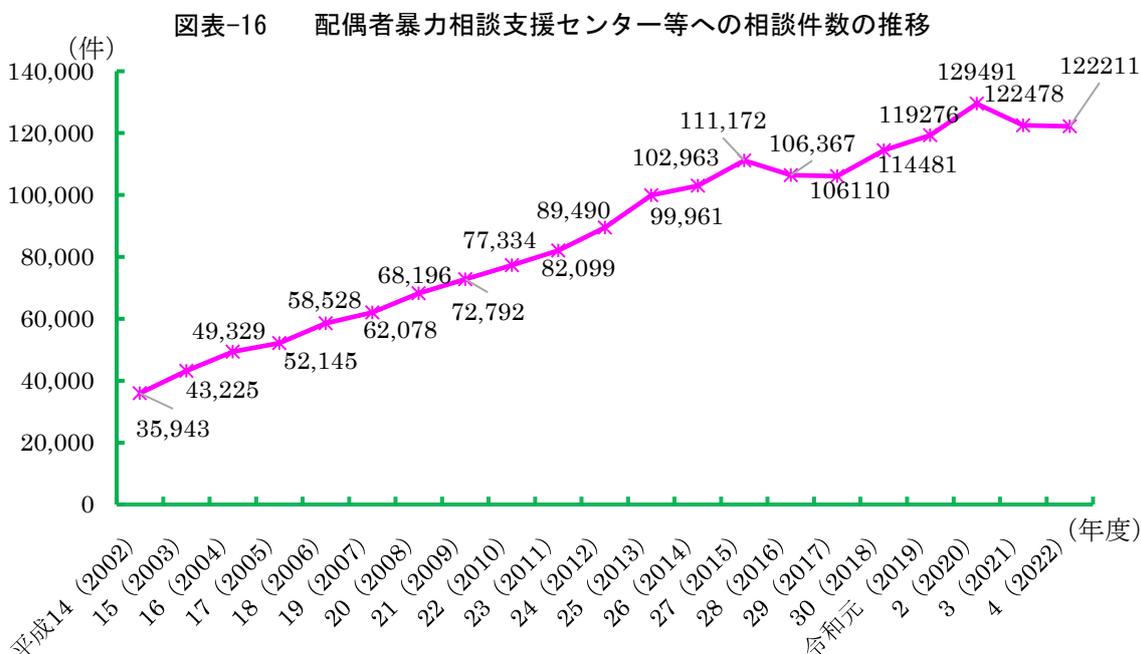
(注13) 内閣府「男女共同参画白書(令和6年版)」令和6年

(注14) 神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」令和5年

(注15) 内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書」令和4年

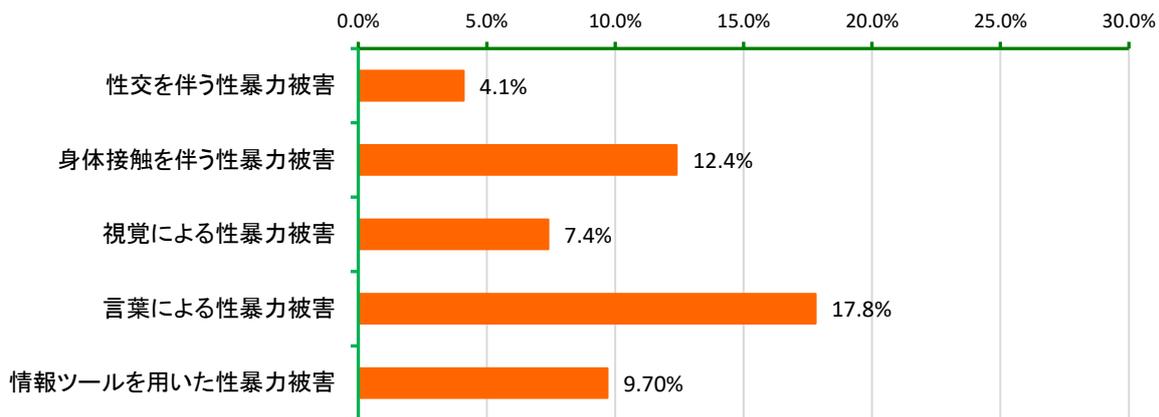
(注16) 交際相手からふるわれる暴力等のこと。

主なデータ



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和6年版）」令和6年

図表-17 性暴力被害への遭遇率



出典：内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」令和4年

7 固定的な性別役割分担意識の現状

- 内閣府の調査（注17）では、社会全体における男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇されている」とする割合が「非常に」「どちらかといえば」を合わせて78.7%と高くなっています。「平等」は14.7%、「女性の方が優遇されている」は「非常に」「どちらかといえば」を合わせて4.8%でした（図表-18）。
- 市の意識調査では、「男性の方が優遇されている」と感じている割合が「どちらかといえば」と合わせ66.0%となっており、「平等である」とする割合は21.2%でした（図表-19）。
- また、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「男女ともに仕事をし、家事や育児も分かち合うのがよい」との回答が81.7%と最も高くなりました。なお、性別にみると、「男女ともに仕事をし、家事や育児も分かち合うのがよい」と回答した割合は、男性が76.7%、女性が85.6%と、女性の方が高くなっています。女性は、「分かち合うのがよい」とした割合はいずれの年代でも8割以上と高く、男性は、若年ほど高い傾向にあることもわかりました。
- 子どもの育て方については、男女ともに『男らしさ』、『女らしさ』を強調しないが、性差に配慮して育てたほうがよい」とする割合が最も多く57.3%となっています。
- さらに、「男女が平等な関係を築き、生き生き暮らす社会を実現するために必要なことについて」という問いに対しては、割合が高い順で、「職場内の固定観念の意識改革」が57.3%、「しきたりや慣習の改善」が53.9%、「子どものころからの男女平等教育の徹底」が52.4%となりました（図表-20）。

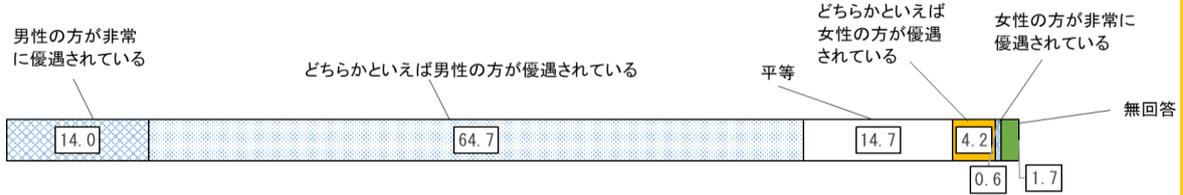
課題

「男女ともに仕事をし、家事や育児を分かち合うのがよい」としながらも、男性が社会において優遇されていると感じる割合が高く、職場や日常生活の中において、長年にわたり形成されてきた、性差に起因する固定観念を覆すことができていない実態が見えます。女性も男性も主体的で多様な選択ができ、自分らしく生きるためには、子どもも含め、様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を解消する取り組み、そして男女双方の意識を変えていく取り組みが必要です。そのためには、子どものころから無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による影響が生じないように、理解を促進する必要があります。さらに、関係機関・団体と連携し、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが必要です。

（注17）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」令和4年

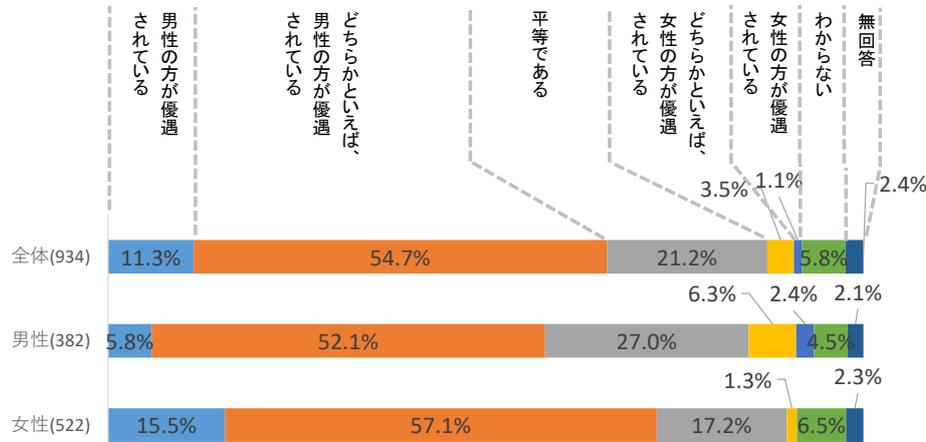
主なデータ

図表-18 社会全体における男女の地位の平等感(内閣府)



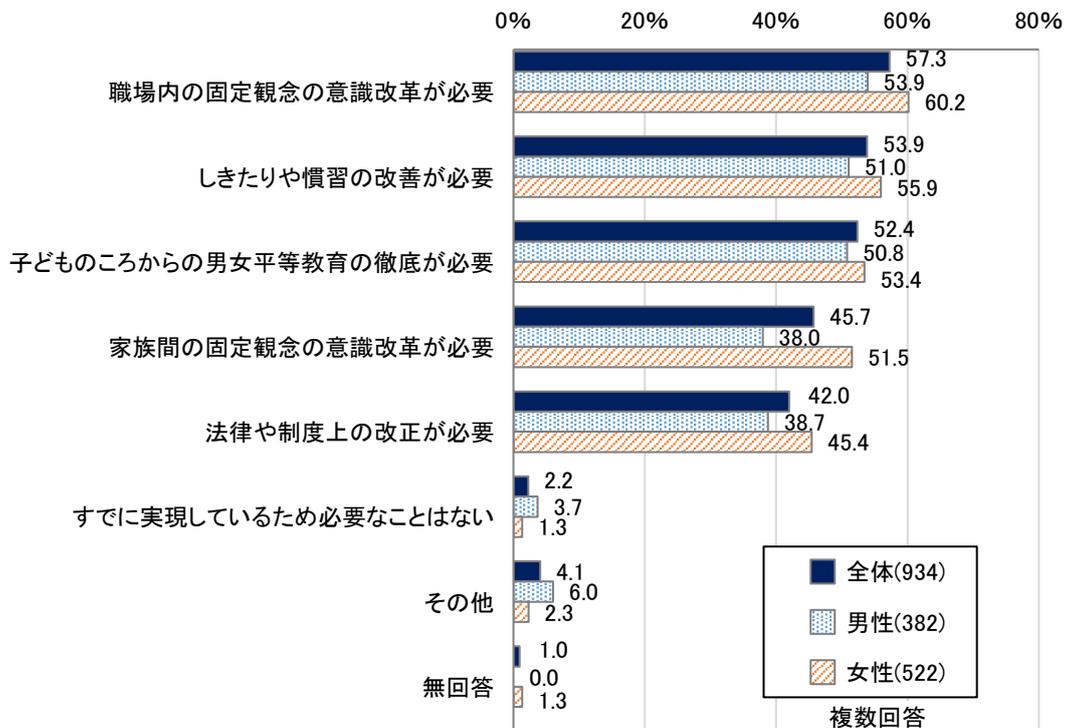
出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」令和4年を基に大和市国際・男女共同参画課作成

図表-19 社会全体における男女の地位の平等感(大和市)



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

図表-20 男女が平等な関係を築き、生き生き暮らす社会を実現するために必要なこと



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

8 人権に対する理解

- 厚生労働省の調べ（注 18）によると、過去3年間にセクシュアルハラスメントを受けた経験は 6.3%、パワーハラスメントを受けた経験は 19.3%となっています。
- ヤングケアラー（注 19）についての厚生労働省の調べ（注 20）によると、自分のみで世話を担う者（0.7%）や世話に長時間費やす者（1日3時間以上 1.9%）が確認されています。
- 厚生労働省の調べによると、高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等によるものが令和4（2022）年度で856件となり、過去最多となっています（図表-21）。養護者によるものは1万6,669件で、前年より1.5%増加となっています（図表-22）。なお、市の高齢者虐待相談・判断件数は、令和5（2023）年度で養護者の相談89件、判断12件となっています。また、養介護施設従事者の相談・判断件数は、相談8件、判断2件となりました。
- 厚生労働省の調べ（注 21）によると、施設の使用者による障がい者虐待の状況における通報・届け出があり、虐待が認められた事業所数は令和4（2022）年度で430事業所となり、虐待が認められた障がい者数は656人となっています。

課題

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントは、深刻な精神的苦痛を引き起こすものであり、男女ともに起こりえる重大な人権侵害です。

また、高齢者、障がい者についても、暴力による重大な人権侵害があることにくわえ、ヤングケアラーはその子どもに身体的・精神的に大きい負荷がかかり、子どもの人権を侵害する大きな問題です。子どもから高齢者、及び、障がい者の尊厳が尊重されるよう、人権に関する啓発を行うことが必要です。

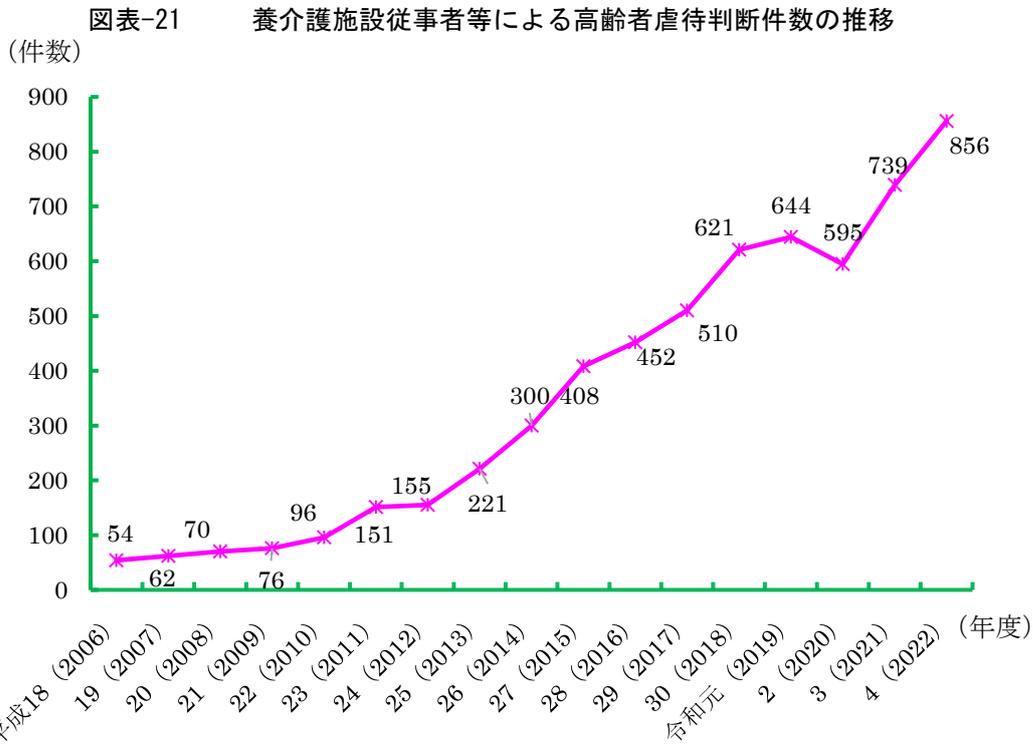
（注 18）厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」令和6年

（注 19）ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（子ども・若者育成支援推進法第2条第7項）のこと。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと考えられる。

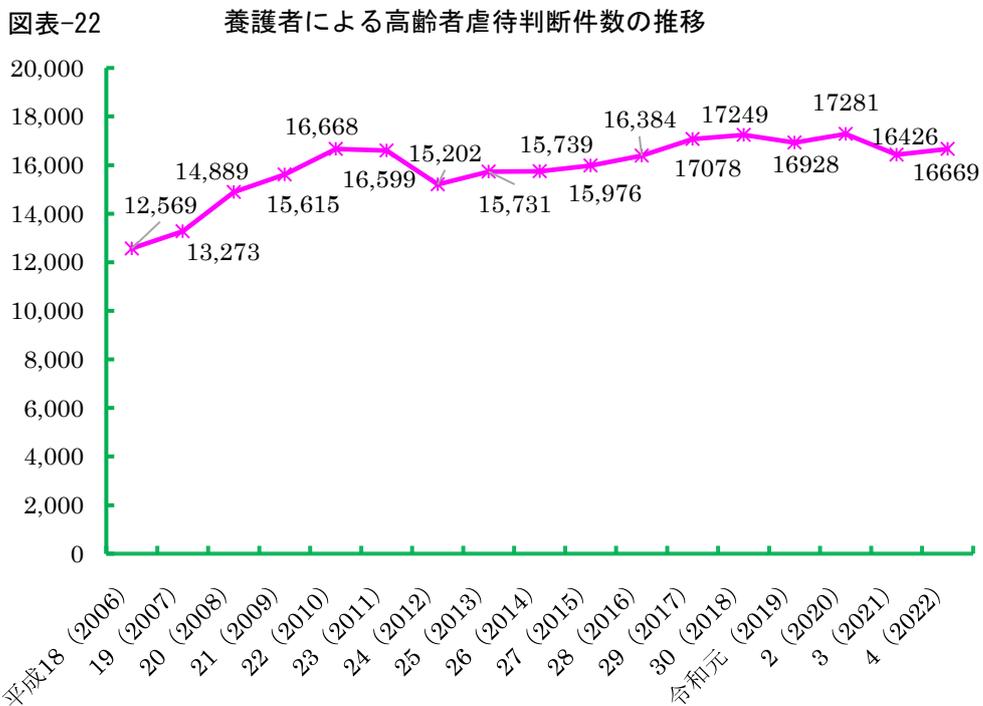
（注 20）厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」令和3年

（注 21）厚生労働省「『令和4年度使用者による障がい者虐待の状況等』の結果報告」令和5年

主なデータ



出典：厚生労働省『「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」令和5年



出典：厚生労働省『「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」令和5年

9 生活上の困難を抱える人たちをめぐる状況

- 内閣府の調べでは、ひとり親の世帯数は約 140 万世帯であり、その内 9 割程度を母子世帯が占めています（図表-23）。母子世帯の平均年間就労収入は200万円で、父子世帯の半分程度となっています。
- 厚生労働省の調べ（注22）では、65 歳以上の高齢者世帯の世帯構造をみると、「単独世帯」が 855 万 3 千世帯（高齢者世帯の 51.6%）、「夫婦のみの世帯」が 730 万 3 千世帯（同 44.1%）となっており、「単独世帯」をみると、男性は 35.6%、女性は 64.4%となっています。また、この内、日常生活の支出を預貯金を取り崩してまかなっている世帯は、男性単身世帯では 36.6%に対し、女性単身世帯では 47.2%と半数近くとなっています（図表-24）
- 総務省の調べ（注23）では、我が国の総人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は 29.1%に達し、男性は人口の 26.0%、女性は 32.1%が 65 歳以上となっています（令和 5（2023）年 9 月 15 日時点）。また、65 歳以上の雇用者は、令和 4（2022）年の時点で 7 割以上が非正規雇用となっています。
- また、障がいがあることや外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合は、さらに複合的な困難を抱えることがあります。
- 性の多様性について、市の意識調査では、「性的マイノリティの方が日常生活で直面している困難や課題としてどのようなものがあると思うか」という問いに対し、「一般社会の偏見や差別的な言動」とする割合が 69.7%と最も多く、次いで「家族や友人に相談できないことによる孤立感や、将来への不安」が 58.9%でした（図表-25）。

課題

誰もが自分らしく自立して暮らすためには、一人ひとりがしっかりとした生活の基盤を持つことが重要となります。

特に、女性は、出産や育児等によって就業を中断せざるを得なかった、非正規雇用で就業していることが多かった等の理由で十分な年金が受け取れず、貧困等の生活上の困難を抱える場合があると考えられます。併せて、高齢である、障がいがある、外国籍である等、複合的な要因からさらに困難な状況に置かれていることも考えられるため、よりきめ細かな自立への支援が求められます。

また、性的マイノリティ（LGBTQ^{プラス} など）に当てはまる人々は少数者であるがゆえに、生活していく上で周囲から理解を得られないことや偏見から様々な困難を抱えることがあり、性のあり方の違いへの理解を啓発していくことや、相談窓口等の充実・周知が必要です。

（注22）厚生労働省「2023（令和5）年 国民生活基礎調査」令和5年

（注23）総務省「統計からみた我が国の高齢者」令和5年

主なデータ

図表-23 母子世帯と父子世帯の平均年間収入

	母子世帯	父子世帯
世帯数	123.2 万世帯	18.7 万世帯
平均年間就労収入	200 万円	398 万円

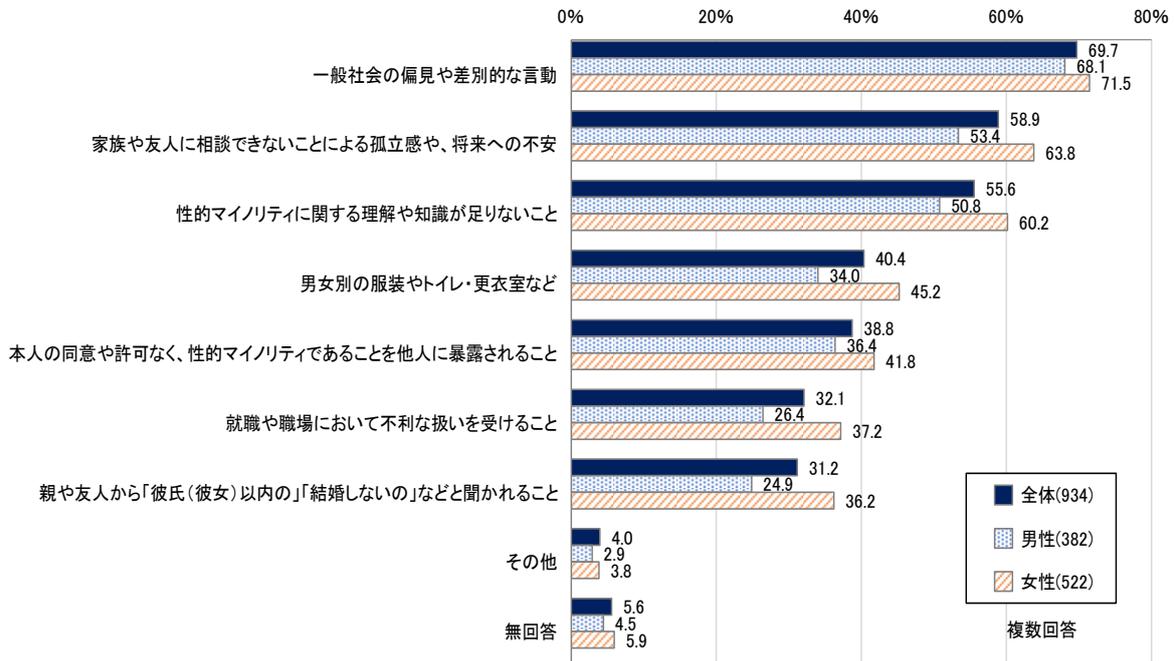
出典：内閣府「男女共同参画白書（令和4年版）」令和4年

図表-24 日常生活の支出を預貯金を取り崩してまかなうことがある割合

男性単身世帯	女性単身世帯
36.6%	47.2%

出典：内閣府「令和元年度 高齢者の経済生活に関する調査結果」令和2年を基に市国際・男女共同参画課作成

図表-25 性的マイノリティの方が日常生活で直面している困難や課題



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

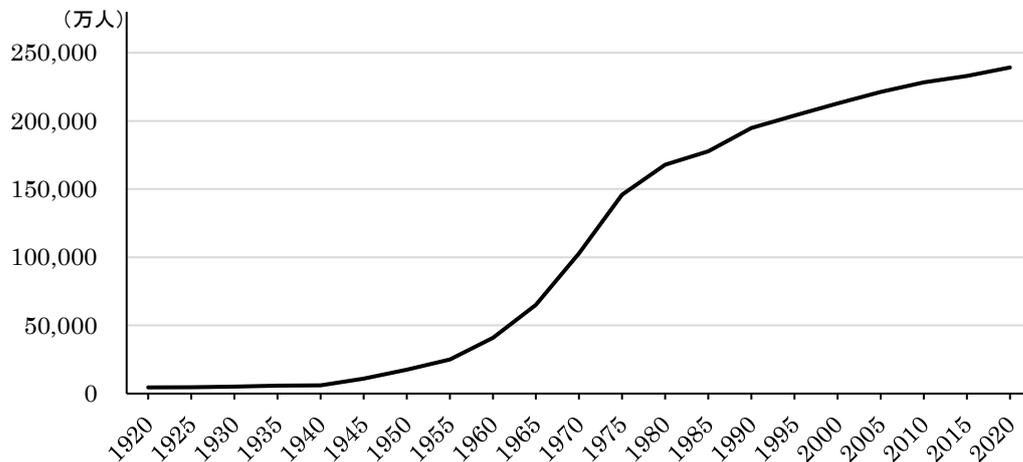
10 大和市の人口の状況

(1)人口の推移

市の人口は、高度成長期に急激に増加、平成4（1992）年には20万人を超え、近年においては微増傾向が続いており、令和5（2023）年10月時点では244,606人（住民基本台帳人口）となっています（図表-26）。

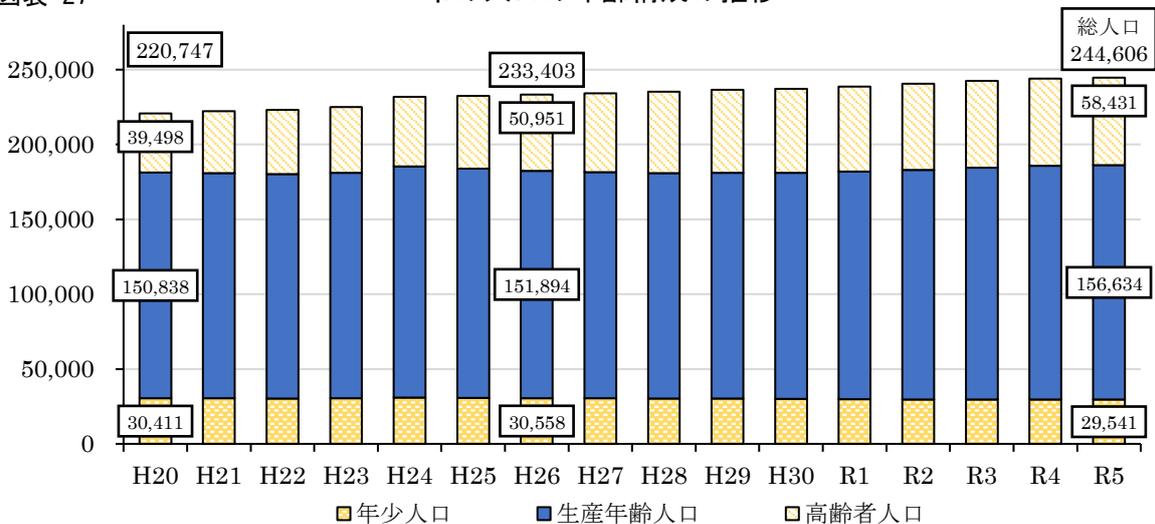
また、年齢構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合が徐々に増え、令和5（2023）年10月時点で、高齢化率は23.9%となっており、少子高齢化が進展しています（図表-27）。

図表-26 市の総人口の推移



出典：大和市統計概要

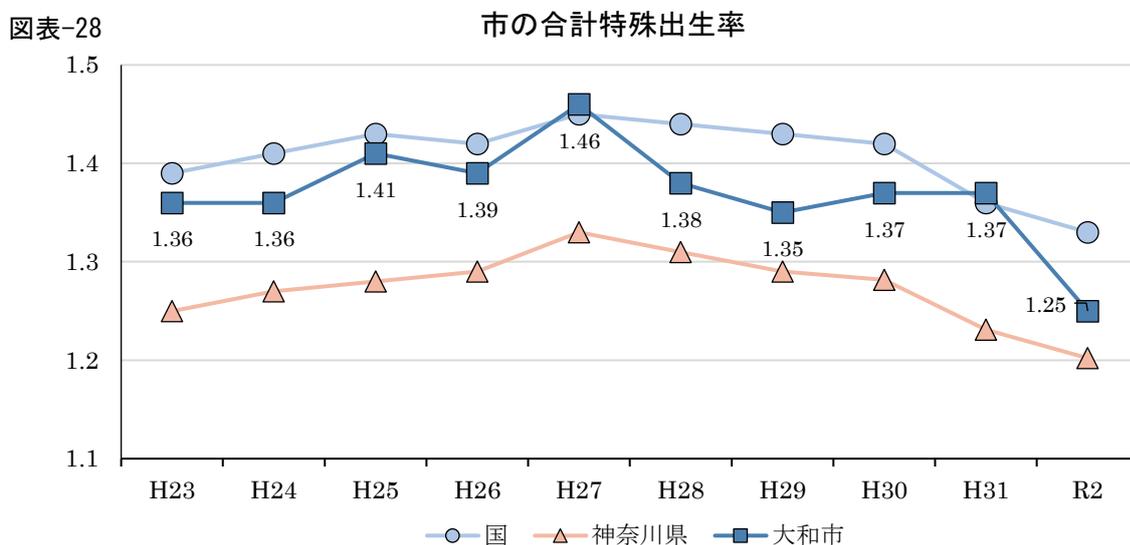
図表-27 市の人口の年齢構成の推移



出典：大和市住民基本台帳人口

(2)合計特殊出生率

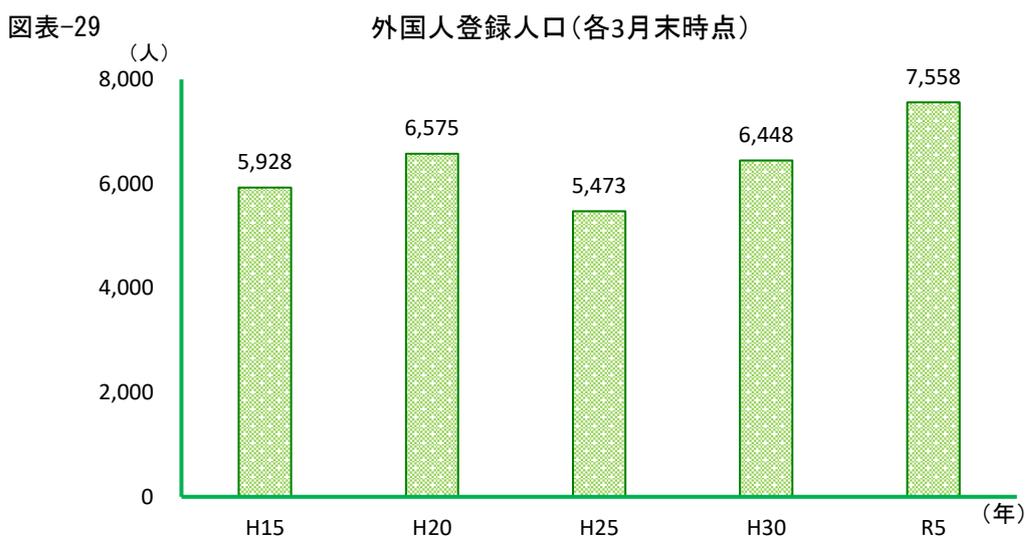
合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと推定される子どもの数）は、平成27（2015）年に全国水準を上回る値を記録しましたが、その後は、下降傾向となっています（図表-28）。



出典：神奈川県「衛生統計年報」

(3)外国人市民

大和市内の外国人市民数は増加傾向にあり、令和5年3月31日時点で約7,600人、市の人口のおよそ3%を占めています。80を超える国と地域につながりがあり、多様性が市の特徴となっています（図表-29）。



出典：市国際・男女共同参画課作成

V プランの内容

1 基本理念

**性別にとらわれず、だれもが、
様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ**

男女共同参画社会とは、性別に関係なく一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍できる社会ですが、現在は、政治及び経済等の意思決定過程や防災における女性の参画が十分ではないこと、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をとることが難しいこと等が課題となっています。また、DV 及び性犯罪等の未然防止のための若い世代に対する啓発や教育、困難な状況にある女性への支援も求められています。

以上の状況を鑑み、第4次やまと男女共同参画プランでは、「性別にとらわれず、だれもが、様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ」を基本理念とし、様々な取り組みを推進することで、性別にとらわれず一人ひとりが尊重され、様々な場面で、一人ひとりがその個性と能力を発揮し、自分らしく活躍することのできる社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を達成するため、以下の4つの基本目標を設定します。

- 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進
- 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし
- 4 誰もが尊重されるジェンダー平等社会

基本目標のもとに個別目標を設定し、それぞれの施策に取り組むことで、総合的かつ計画的に第4次やまと男女共同参画プランを推進します。

VI 施策の展開

基本目標 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

性別にとらわれず、誰もが活躍できる社会の実現を目指し、あらゆる分野の意思決定過程において男女が対等な立場で参画できるよう、様々な取り組みを推進していきます。

また、働きたい女性が働き続けることができるよう、就労分野における女性の活躍を推進します。

個別目標

- 1－(1) 意思決定過程への女性の参画促進
- 1－(2) 女性活躍の推進
※女性の職業生活における活躍推進計画

成果指標

項目		現状値	目標値（令和11年）
1	審議会等の女性委員の参画率	29.5% <small>（令和6（2024）年4月1日）</small>	40%
2	市職員の管理・監督職（行（1）職員）における女性の割合	22.8% <small>（令和6（2024）年4月1日）</small>	30%
3	市職員のうち消防吏員（注24）に占める女性の割合	4.6% <small>（令和6（2024）年4月1日）</small>	5.0%

（注24）階級を有し、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者。

個別目標 1-(1) 意思決定過程への女性の参画促進

社会の構成員の半数を占める女性の意思を施策に反映していくことができるよう、市の審議会等の意思決定過程における女性の参画を進めていきます。

また、自治会や消防団等の地域活動においても女性の参画の意識啓発を図り、女性の意思が広く反映されていくよう取り組みます。

さらに、団体及び組織において指導的地位における女性が少ないことから、市がモデルとなり、管理・監督職への女性の登用を推進します。

施策

①意思決定過程への女性の登用の促進

- ・市政に女性の意見が反映されるよう、審議会等への女性の参画を働きかけます。
- ・市の特定事業主行動計画（注25）に着実に取り組み、女性職員の管理・監督職への登用を推進します。

②各分野への女性の参画の啓発

- ・女性が意思決定の場に参画しやすいよう、意識啓発を行います。
- ・地域活動団体等に対して、女性の参画促進を働きかけます。

（注25）市の特定事業主行動計画は、女性活躍推進法第15条及び次世代育成支援対策推進法第19条に基づき策定する計画をさす。

個別目標 1-(2) 女性活躍の推進

働きたい女性が働き続けることができるよう、出産・子育て期などの様々なライフステージに応じた女性の就業支援に取り組みます。

また、女性が離職することなく働き続けることができるようにするため、男女へのワーク・ライフ・バランスの啓発や子育て・介護支援などの充実を図り、女性活躍を推進します。

女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、近年大きく期待されています。

施策

①女性の就労支援

- ・結婚、出産、育児、介護、病気などさまざまな理由で離職した女性の再就職の支援を行います。
- ・働く女性が活躍できるよう、学習の機会の情報発信に努めます。

②ワーク・ライフ・バランスの啓発【基本目標2-(1)-①再掲】

③子育て・介護支援の充実【基本目標2-(2)-①再掲】

基本目標 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

性別にとらわれず、誰もが個性と能力を発揮していくため、男女がともに仕事と生活を両立できるような環境づくりに取り組みます。

仕事と生活の調和を保つことで男女がともに暮らしやすくなるとの理解を促進するとともに、多様な働き方についての啓発や子どもを預けやすい環境の整備、介護離職の防止などに取り組み、仕事と生活の調和を推進します。

仕事は生活の経済的基盤であり、家庭、子育て、趣味、学習、地域活動なども生活をする上で重要なものであるため、その双方が充実してこそ人生は豊かなものになるのです。

個別目標

- 2- (1) 仕事と生活を両立するための労働環境づくり
- 2- (2) 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり

成果指標

項目		現状値	目標値（令和11年）
1	保育所等の待機児童数	0人 <small>（令和6（2024）年4月1日）</small>	0人
2	放課後児童クラブに入所を希望する児童のうち、入所できた児童の割合	99.9% <small>（令和6（2024）年5月）</small>	100%（毎年度）
3	市の男性職員の育児休業取得率	46.7% <small>（令和4年（2022）年度）</small>	85%
4	介護を必要とする人が地域で安心して暮らしていると思う市民の割合	市政世論調査で測定 <small>（令和6年度）</small>	向上

個別目標 2-(1) 仕事と生活を両立するための労働環境づくり

市の意識調査によると、男性は主に仕事、女性は主に家庭を、やむなく優先している実態が見えます。その解消を目指し、様々なライフステージにあっても誰もが仕事と家庭を両立できるような支援を行います。

また、企業に向けた啓発に取り組み、男性中心の労働を見直していくよう働きかけます。

併せて、市は平成28（2016）年に行ったイクボス宣言のもと、率先して市役所の働きやすい労働環境づくりに取り組み、仕事と生活の両立ができる労働環境を目指します。

施策

①ワーク・ライフ・バランスの啓発

- ・労働者が多様な働き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスなどについての情報発信に努めます。
- ・男女がともに働きやすい労働環境づくりを支援するため、取り組みを進める市内事業所を表彰します。
- ・働く女性が持つさまざまな悩みに対し、適切な指導や助言を得られるように、相談機能の充実を図ります。
- ・イクボス宣言を市内事業所に周知し、ワーク・ライフ・バランスを啓発します。

②市の取り組み

- ・市が手本となるよう率先して、市職員の働きやすい環境づくりに取り組みます。
- ・イクボス宣言の趣旨、内容などについて、幹部職員が理解し、推進できるように取り組みます。
- ・市役所職員が育児休業等の育児に関する制度を取得しやすい取り組みを進めます。

個別目標 2-(2) 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり

男女が協力し、安心して仕事と子育て・介護が両立できるよう、子育てと介護の支援の充実を図ります。また、子育てと介護は地域社会全体で支えていくことも大切です。

併せて、今まで女性が主に担ってきた傾向にある家事・育児・介護について、男性が行うことへの理解を促進するほか、男性自身が積極的に参画できるような取り組みを進めます。

施策

①子育て・介護支援の充実

- 働く男女の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援等の充実を図ります。
- 子育てに関する相談や地域社会の子育てへの支援を促進します。
- 介護に直面した人を地域で支え合うことができるよう、介護支援の充実を図ります。
- 認知症に対する理解を促進し、支え合える地域づくりを進めるとともに、本人や介護家族への支援の充実を図ります。

②男性の家庭生活への参画促進

- 男性に向けて、家事・育児を行うための情報を発信し、意識啓発を行います。
- 主に乳幼児を持つ父親を対象に、育児に関する学習の機会を提供します。
- 妊婦の夫を対象として、妊娠期から出産、育児に関する学習の機会の提供、育児や家庭生活への意識啓発を行います。

基本目標 3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

長い人生を健やかに生きていくことができるよう、ライフステージや身体的性差に応じた健康支援に取り組みます。

併せて、男女の性の尊重への理解を促進し、互いの身体的性差について理解した上で、誰もが思いやりの心を持つ社会になるよう、様々な取り組みを推進していきます。

また、心身の健やかな暮らしを阻む重大な人権侵害である DV 等の根絶に向けて、未然防止の啓発や支援体制の充実を図ります。

さらに、支援を必要とする女性が誰一人取り残されず最適な支援を受けられるよう取り組みを推進していきます。

防災・減災、災害に強い社会の実現のため、防災に関する分野における意思決定過程、及び防災の現場での女性の参画を推進し、男女共同参画の視点からの災害対応に取り組みます。

個別目標

- 3- (1) 生涯を通じた心身の健康支援
- 3- (2) DV（ドメスティック・バイオレンス）等の根絶
※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
- 3- (3) 困難を抱えた女性に対する支援
※困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
- 3- (4) 防災における男女共同参画の推進

成果指標

項目		現状値	目標値（令和11年）
1	女性の乳がん検診受診率	17.1% (令和5(2023)年度)	23.1%
2	女性の子宮がん(頸部)検診受診率	17.3% (令和5(2023)年度)	23.3%
3	肺がん検診受診率	25.6% (令和5(2023)年度)	31.6%
4	自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	市政世論調査で測定 (令和6年度)	向上

5	配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護に関して被害者の相談窓口があることを知っている割合	70.6% (令和4(2022)年度)	79%
6	防災協力員における女性の割合	19.4% (令和6(2024)年4月1日)	22%

個別目標 3-(1) 生涯を通じた心身の健康支援

男女は異なる健康上の問題が生じることがあり、特に女性は妊娠や出産をする可能性があるため、男女がその人生の各ステージにおいて適切に健康管理を行うことができるよう、健康教育や普及啓発に取り組むとともに、検診体制の充実に努めます。

さらに、心身の健康について正確な知識・情報を入手することで、誰もが生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう努めていきます。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の理念のもと、性に関する正しい知識が得られるよう啓発活動に取り組みます。

施策

①男女の健康に対する支援

- ・乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた日常生活の健康管理や生活習慣病予防のための知識を普及し啓発に努めます。
- ・児童・生徒の発達段階に応じて、年齢に伴う体の変化や個人差に関する保健教育の推進に努めます。
- ・健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療のために各年代に応じた検診体制を充実させます。
- ・生涯を通じた健康づくりを推進するため、女性特有の病気の検診体制を充実させ、早期発見に努めます。
- ・健康づくりのため日ごろから運動習慣が身につくよう、健康増進の取り組みを行います。

②性の尊重への理解促進

- ・人間尊重、男女平等の精神に基づき、性を人権として捉える意識づくりのため、学習機会の提供に努めます。
- ・男女が互いの性差を正しく理解した上で、性の尊重などを認識できるよう、啓発活動を展開します。

個別目標 3-(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)等の根絶

配偶者や交際相手、パートナー等からふるわれる暴力等であるDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。これまでは主に女性の被害に目が向けられていましたが、近年では男性に対する暴力等も顕在化しています。肉体的・精神的に苦しんでいる状況にある被害者の保護のために、相談窓口の周知と支援の充実に努めます。

また、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取り組みを強化していく必要があります。SNSの普及などに伴い、特に、若年層を取り巻く性犯罪・性暴力被害が顕在化している現状があり、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、「生命(いのち)の安全教育」等の教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防のための取り組みを推進します。

施策

①DV防止に向けた啓発活動

- ・DVは犯罪であるという認識に立ち、関係資料を収集し、DV防止のための情報発信に努めます。
- ・学校及び若年層へのデートDV防止への理解を深めるための取り組みを実施します。
- ・市職員に対してDVやハラスメント等に関する研修を実施し、問題への意識を高めます。

②DV被害者に対する支援

- ・DV被害者の安全確保並びに秘密保持を最優先するとともに、県や一時保護施設及び警察と連携して、迅速に保護します。
- ・DV被害者の状況に応じて、心身のケア、各種支援制度に関する情報提供、経済的支援や就労支援など、自立へ向けた支援策を充実させます。
- ・DVの被害について悩んでいる人が相談しやすいよう、相談窓口の機能の充実に努めます。

③子どもたちが加害者・被害者・傍観者にならないための教育・啓発

- ・生命の誕生や異なる性への理解を深めるために、保健の授業や保健講話を通じて自他を大切に思う人権教育を実施します。

個別目標 3-(3) 困難を抱えた女性に対する支援

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性※への支援が求められます。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、それぞれの意志や、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与する必要があります。

女性が最適な支援を受けられるよう、心身の健康回復のための援助、各種相談窓口に関する情報提供、就労促進などの取り組みを推進していきます。

施策

① 困難を抱えた女性に対する情報提供と市民への啓発活動

- 男女共同参画事業及び人権啓発事業を通じて、相談窓口を周知します。
- 抱えている問題に応じた各分野別の相談窓口を周知します。
- 男女共同参画に関する市民向けセミナーを実施し、問題意識を高めて啓発を行います。

② 困難を抱えた女性に対する支援

- 困難な問題を抱える女性の立場に寄り添い、本人の意思決定を尊重した相談機能や適切な支援が提供できる機関につなぐ支援を行います。
- 関係機関等と連携をして、それぞれの制度の狭間に落ち入ることがないように、切れ目のない包括的な支援を行います。

※困難な問題を抱える女性…様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性のこと。適切な支援を受けなければ将来的に問題を抱えるおそれのある女性も含まれます。性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮した支援をしていきます。

個別目標 3-(4) 防災における男女共同参画の推進

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受ける傾向にあるため、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須です。

災害時には、家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者からの暴力等が拡大する傾向にあるため、平常時から男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、災害時において女性に負担が集中しないよう、配慮をする必要があります。

国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく取り組みの周知啓発と、本市防災会議において、女性委員の割合をさらに高めるための取り組みを促進していきます。

施策

① 防災における男女共同参画の推進

- ・パネル展等において、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく周知を行い、災害時に女性へ特定の負担が集中しないよう、意識啓発を行います。
- ・女性の視点からの災害対応に関する研修や啓発を行います。

② 防災における男女共同参画推進に向けた支援

- ・女性防災リーダー育成のため、自治会・自主防災組織に対して研修会等への女性会員の参加を促します。

基本目標 4 誰もが尊重されるジェンダー平等社会

性別や国籍、年齢に関わりなく、多様な個性を認め合い自立できる社会（ダイバーシティ&インクルージョン^(注24)）を目指し、男女共同参画の視点に立った意識の醸成や支援に取り組みます。

人は一人ひとりが平等であり、かけがえのない存在であるという基本的な認識を持った上で、様々な文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を、性別にとらわれずに認め合い、自立した生活を送ることができるようにすることが大切です。

併せて、男女共同参画社会の実現を地域的な広がりにしていくため、地域活動や市民協働を推進していきます。

社会全体を通じて男女の平等感の増加を目指すことは、誰もが活躍できる社会の実現につながるとともに、いじめや虐待などの様々な人権課題を生む背景を解消することにも関わります。

個別目標

- 4-（1） お互いを尊重し合う意識の醸成
- 4-（2） すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり

成果指標

	項目	現状値	目標値（令和11年）
1	社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合	21.2% (令和4(2022)年)	50%
2	男女とも仕事をし、家事や育児も分かちあうのがよいと思う市民の割合	81.7% (令和4(2022)年)	89%
3	多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合	市政世論調査で測定 (令和6年度)	向上

(注24) ダイバーシティは多様性、インクルージョンは包摂のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、かつ対等に関わり合いながら一体化していること。

個別目標 4-(1) お互いを尊重し合う意識の醸成

誰もが多様な生き方が選択できるように、固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発を行うとともに、次世代を担う子どもたちに向けて男女共同参画への理解を促進します。

また、男女がともに活躍する社会の実現を阻むハラスメントや暴力等についても、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、防止に向けた意識啓発を行います。

これまでに男女共同参画施策が進められてきたものの、未だに男女ともに生きづらい状況にある背景には、「社会通念」や「慣習」を形作ってきた固定的な性別役割分担の意識が主な要因として挙げられます。その状況を改善していくためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。

施策

① 固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消に対する理解を促進していくため、関係資料を収集し、情報発信に努めます。
- ・ 各年代に応じて、ジェンダーに対する学習の機会を提供します。
- ・ 市職員に対し、固定的な性別役割分担意識の解消に関する研修を実施し、意識の見直しを図ります。

② 教育における男女共同参画の推進

- ・ 児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育の推進を図ります。
- ・ 教育関係者に対する男女共同参画社会の形成への理解の促進を図るための研修を充実していきます。

③ 人権意識の向上

- ・ あらゆる虐待を防止するための啓発を行うとともに、防止に向けた取り組みを促進します。
- ・ ハラスメント等の問題について理解と認識を深めるための啓発を行います。
- ・ 人権意識の向上を目指し、啓発活動を行います。

個別目標 4-(2) すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり

誰もが個性と能力を発揮していくため、男女がともに自立して暮らせるように生活していく上で困難に直面する人への支援を行うほか、外国人市民がともに暮らすための支援に取り組みます。

また、これらを含む男女共同参画推進の取り組みに関しては、地域的な広がりをしていく必要があるため、地域における活動や市民との協働を推進していきます。

特に女性はこれまでの社会の仕組みの影響により、男性よりも経済的基盤が弱い傾向にあります。なおかつ、障がいのある人や言語・文化の異なる外国人市民などが自立した生活を送れるように支援を行う必要があります。

また、性的マイノリティ（LGBTQ+など）といわれる多様な性にある人々が、周囲の無理解や偏見等により生活上困難な状況に陥らないように、多様な性のあり方を啓発していきます。

施策

①生活上の困難に直面する人への自立支援

- ・生活上の困難に直面している人が自立した生活を送ることができるよう支援を充実していきます。
- ・関係機関と連携して、就業や労働に関する相談機会の充実を図ります。
- ・性的マイノリティ（LGBTQ+など）についての社会的な理解促進を図ります。

②外国人市民が共に暮らせるための支援

- ・外国人市民への行政及び生活に関する情報提供の充実を図ります。
- ・国際交流、国際理解を推進するとともに、通訳・翻訳などのボランティアの育成及び活動支援を行います。
- ・外国につながる児童生徒が学校生活に適應できるように支援を行います。

③地域活動・市民との協働の推進

- ・男女共同参画を推進する活動の情報収集・情報提供を充実させます。
- ・行政と地域活動を行っている団体等とのネットワーク構築や団体相互の連携を促進します。
- ・市民の地域でのボランティア活動やNPO活動等を支援します。

VII 推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の分野や市民生活の様々な分野に及びます。そのため、市民、事業所、団体等の多様な主体を連携しながら、男女共同参画の推進を図る必要があるため、次の体制により進めていきます。

(1)大和市男女共同参画行政推進会議等(庁内組織)

市役所内に設置した男女共同参画行政推進会議及びアクティブ・スタッフ会議において、関係各課と協議・連絡調整を行い、総合的に施策を推進します。

(2)大和市男女共同参画懇話会(市の審議会等)

本プランの進捗状況の確認及び評価を行うとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行います。また必要に応じて、その意見を今後の施策に反映させます。

(3)市民、事業所、団体等との連携

男女共同参画の取り組みは多岐にわたるため、プランの推進にはあらゆる場面において行政と市民・事業所・団体等の積極的な連携が重要です。

また、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、事業所の担う役割が大きいことから、積極的に連携して取り組みを進めます。

(4)国・県等との連携協働

国、県などとの連携強化や情報収集に努めるとともに、県との共催による事業の実施を図ります。